

身体拘束適正化検討委員会設置規程

令和 5 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人 燃津育成の会 野いちご

身体拘束適正化検討委員会設置規程

事業所名 (特非)焼津育成の会 野いちご

(委員会の目的)

第1条 身体拘束適正化検討委員会は、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 身体拘束適正化委員会は法人運営内に設けることとする。

(管理者の役割)

第3条 事業の責任者として、以下の役割を行うこととする。

- ①事業所における身体拘束の適正化に関する総括
- ②法人委員会で決定した身体拘束の適正化に関する事項の職員への周知徹底
- ③その他関係機関等との連絡調整

(虐待防止責任者の役割)

第4条 虐待防止のため、虐待防止責任者を設置する。

1 虐待防止責任者は管理者が任命するものとする。

2 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- ①虐待の相談や通報を受付けて関係者より聞き取りを実施する。
- ②虐待事例の事実確認と施設長への報告
- ③虐待発生について関係機関等への通報
- ④身体拘束を受けることになった確認

(委員会委員の選出)

第5条 委員は以下のとおりとする。

- ①委員長は、管理者とする。
- ②委員には、虐待防止責任者を加える。
- ③委員には、必要ある場合に法人役員を加えることができる。
- ④委員に、利用者の代表や保護者代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催を次のとおりとする。

- ① 委員会は、年度に1回開催する。
- ② 臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の責務)

第7条 委員会は次の責務を担う。

- ① 委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- ② 委員は、日頃より関係法令及び障害者、高齢者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- ③ 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- ④ 委員会は、虐待防止委員会とも連携をとる。

(附則)

本規程は令和5年4月1日から施行する。